

## 岡山市立夜間中学設置基本方針（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果について

### 1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集期間

令和4年12月14日(水)から令和5年1月17日(火)まで

#### (2) 閲覧場所

- ・岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課（市役所本庁8階）
- ・情報公開室（市役所本庁2階）
- ・各区役所（総務・地域振興課）
- ・各支所（総務民生課）
- ・各地域センター
- ・各公民館
- ・本市ホームページ

#### (3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送、持参、ホームページからの直接入力

#### (4) 意見提出先

岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課

### 2 意見募集の結果

#### (1) 意見提出者数 62人

#### (2) 意見数 224件

※同一意見提出者から複数にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者数と意見数は一致していません。



## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
<b>1章 公立夜間中学とは</b>		
1	「夜間」中学ではイメージが固定してしまう。他の名称はないか	政府方針等で使用されている「夜間中学」を本市としても使用しているものです。
<b>2章 岡山市のこれまでの取り組み</b>		
<b>1 これまでの経緯</b>		
2	概要のどこを見ても、 ・本件実施についての趣旨 ・同じく実施に際しての予算 について記載がありません。	経緯は、基本方針(案)1～3ページに示しています。予算については、年度毎に、お示しします。
3	お題目は素晴らしいと思いますが、行政から教育弱者への再分配、ということであれば別の方法もあるかと思えます。何故、統計から見た義務教育未完了者の存在を示した上で彼らへの救済という選択になったのか、その点をお聞きしたい。	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律においても未就学者に対する措置を行うことが求められています。
4	既に相模原市、三豊市、京都市を視察済とあり、そもそも予算化されているわけで本施策について実施ありきになっているのでは？	夜間中学開設の方針については、令和3年8月定例会市議会において示しています。
5	サービスを受ける人間の授業出席率・プログラムの完了率など本施策のKPI公開は能動的にされるのでしょうか？	統計上の数値については、他の公立中学校と同程度の範囲で把握・公表することとしています。
6	開設まであと2年余りあります。開設準備を進めてきた多くの自治体で民間団体も含めた義務教育未修了者への学習支援を行う民間団体の代表を加えて開設直前まで夜間中学の内容をよりよいものとするための協議会をもっています。ぜひ、早急に「岡山市夜間中学充実検討委員会」を新たに立ち上げて下さい。岡山市の様々な努力大いに評価します。その上で、以上ご検討下さい。	関係する民間団体の代表も加えた有識者会議において、ご意見を聴取しております。
7	TVで、この方針を見ました。すごくよい試みですね。応援しています。	応援するとのご意見ありがとうございます。
8	中学校卒業証書がない(学歴が小学校まで)人が岡山市に何人いるか把握すべきです。ニーズの調査を実際におこなってください。	国勢調査の結果が、ご意見にある調査に該当すると考えています。
9	公立夜間中学校の開設に向けた動きに期待しています。私は和歌山で公立夜間中学校の開設を強く望んでいる者です。和歌山では公にはなっていませんが、夜間中学校の社会的意義は、すべての人に教育をコンセプトの元和歌山県知事さんに近い人たちと話が進んでいます。誰のための学校なのかよく考えてより良い学校にしてください。それを真似て和歌山でも創りたくするようなものを期待します。	期待するとのご意見ありがとうございます。それぞれの地域により事情は異なると思いますが、参考となれば幸いです。
<b>2 夜間教室</b>		
10	受講状況で、3年間の参加者と思しき人数が記載されていますが、受講状況についての記載が無く、講座自体の実効性について判断出来ない。	受講者の受講状況は、様々です。夜間教室では、各受講者の学び直しのニーズへ対応しています。
11	夜間教室の利用者数について外国人含めた、潜在需要に比べて、あまりに少な過ぎるのではないかと？ 拡大方針を立てて、啓蒙すべき。	夜間教室の周知については、今後も取り組みます。夜間中学設置後の夜間教室の在り方については、別途検討します。
<b>3 夜間中学に関する広報活動</b>		
12	授業体験会を実施、とあるが参加者(17名)の属性がわからない。17名について本施策の対象者とマッチしているのか説明がないのに8割の参加希望について実施の根拠とするのはおかしいのでは？	授業体験会は夜間中学を広く周知し、対象者の具体的なニーズや配慮事項等を把握するため実施しているものです。

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
<b>3章 令和2年国勢調査結果から</b>		
13	国勢調査を基とするサンプリングが粗いのではないのでしょうか？本来、この手のサンプリングは年齢、性別、属性がもっと細かく表現されるべきですが、このデータで対象の教育の必要性を語れるものなのでしょうか？？本施策が必要であれば、ここでもっと対象の分析がなされる筈なのですが…。	国が指標としているものであり、本市においても一つの指標として採用しています。
<b>4章 公立夜間中学に関するニーズ調査</b>		
<b>4 アンケート調査のまとめ</b>		
14	アンケート結果より、「また、学び直しの場として夜間中学を求めるニーズがあることも分かる。」と結論付けていますが、本当にそうでしょうか？中には「学校生活を経験したい」と本来行政が提供する内容ではない、ふざけた回答(適齢期に教育の機会は与えられていたはずでも相当数見受けられますし、回答者が本気で学び直そうと言う気持ちが読み取れません。経験/体験提供の場なんではないでしょうか？	アンケート調査やヒアリング調査、授業体験会の参加者の授業に対する意欲など、学びに対するニーズはあるものと考えています。
<b>5章 岡山市における公立夜間中学の設置</b>		
<b>1 開校時期</b>		
15	先日の山陽新聞「公開授業参加者の声⇒自分が生きている間に」との記事にもあったように、できるだけ前倒しにして2024年開校を目指してほしい。	余裕教室など既存施設を利用し、最も開設時期が早まる方法を模索しましたが、生徒の安全確保の観点から防災設備の設置など必要となる設備を整備する必要があると考えており、一定程度の時間を要するため、令和7年4月の開校となります。
16	学び直しを必要とする多くの高齢者には時間的猶予がなく、一刻も早い改修が求められる。また、若い入学希望者にとっても学びたいと思う時が重要であり、いつまでも、開校を待ち続けることは難しい。「開設時期は可能な限り早期とし、2024(令和6)年4月を目指す。」としたい。	
17	ここまで準備をしているのに、開校がまだ2年先というのは奇妙なほど。最低限の改修で令和6年の開校を目指してほしい。	
18	(案)の「1 開校時期」では、「令和7年4月」と、なっています。昨年8月定例岡山市議会で、大森市長は、「準備を整えば、開校の前倒しも十分ある。」と、答弁されました。一日でも早い開設を望んでいる高齢者は、数多くおられます。また、若い入学希望者にとっても、学びたいと思う時が、旬です。いつまでも開校を待ち続けることができるものでは、ありません。そこで、「開設時期は、令和6年4月を目指す。」を提案します。	
19	開設時期を令和6年4月に早めるべきです。待っている人がいます。同じ時期に報告書を出している熊本県では、令和6年4月開校を予定しています。岡山市の計画では、設計に一年、工事に一年かけていますが、箱物にこだわりすぎているように感じます。	
20	令和7年度開校予定とのことだが、もっとスピードアップしてほしい。もうやることは決まっているのだから、あと1年の準備期間を経て、令和6年度の開校は可能なのではないか。開校を首を長くして待っている高齢の対象者などの期待に一日も早く応えてほしい。完璧ではなくても、細かいところは開校して動きながら整えるのでも、一年待たされるよりはメリットが大きいのではないか。	
21	令和7年4月を目指すということですが、これはさすがに遅すぎませんか。夜間中学の必要性については、これまで多くの議論があったように思いますし、こんなに時間をかけることなくできるのではと思いますが、開校をこの時期にした理由を知りたいです。やる気の問題ではないと思いますが、個人的にはもっと前倒しでスタートできると思いますがいかがでしょうか。	
22	少なくとも1年間の前倒しをするべきである。市教委は令和7年4月まで開校できない理由を学校設備の改修工事に時間がかかるというが、後楽館中学は「大幅な施設改修が不要である」(9頁)としているのだから、工夫をすれば1年間前倒しは可能だと思われる。工事方法や予算の確保等市教委のまさに知恵の出どころである。市教委にはそのノウハウは豊富だと思う。総力をあげて取り組んで欲しい。	
23	既に必要性が問われて検討期間も十分にあったことだと思われる。示されている時期は遅すぎる。できる限り早期に開校すべきである。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
24	できるだけ早い開校を希望します。	余裕教室など既存施設を利用し、最も開設時期が早まる方法を模索しましたが、生徒の安全確保の観点から防災設備の設置など必要となる設備を整備する必要があると考えており、一定程度の時間を要するため、令和7年4月の開校となります。
25	開校予定(令和7年4月)早くして欲しい。2年先になる理由が不明瞭	
26	開校時期 令和6年4月 ←令和7年4月	
<b>3 設置形態</b>		
27	「2 設置場所」の後ろに「3 設置形態」が登場しますが、場所が先に決まってそれに合うように形態を考えていくという発想が文言にも表れていて、「上記選定理由を最大限生かすため」と書かれています。これは発想が逆なのではないでしょうか？「二部学級制」ということになると、地元岡山大学には「二部」を持っている学部がありますが、教育内容・教員・施設すべてにおいて、一部二部の併用になるイメージです。しかし、この夜間中学は、名前に「夜間」があるので、どうしても二部のイメージがつきまといますが、教育内容・教員は二部のイメージではなく、「本校」の形で創っていく方が、利用しようとしている人々の要望にかなっているように思うのですが、やはり、校長は専任の方にやっていただきたいと思います。	「設置場所」と「設置形態」は、関連しており、一体的に検討したものです。
<b>4 施設構成</b>		
28	岡山後楽館中学校・高校の敷地は狭く、現在においても教職員の自家用車の駐車スペースさえ確保しにくい状況です。夜間中学の教職員の勤務時間帯と、従前から勤務している者の勤務時間帯が重複することは明らかですが、現段階ではこれ以上の車両駐車場を確保する見通しが示されていません。現場の教職員からは「グラウンドが駐車場になるのは困る」との声があがっています。教職員の自家用車は家庭訪問や器具の運搬などに使用されることも少なくなく、公用車に準ずる扱いです。	夜間中学の設置により、昼間の在校生・教職員の活動に支障がないよう配慮します。
29	夜間中学新設にあたり、岡山後楽館中学校・高校の在校生・教職員への影響は避けられません。例えば、平日において高校では19時まで部活動が行われており、グラウンドの使用や、吹奏楽部の音出しがこれまで通り行うことができるのか、不安視する意見があげられています。	
30	「(岡山後楽館中学校の)既存施設を活用する」とあるが、現在の岡山後楽館中学校の授業や部活動等とは活動の時間をずらして対応することができるのか懸念される。現在の岡山後楽館中学校の活動に不便が生じないように配慮してほしい。	
31	教室数3室では少ない。確保教室数を増やして欲しい。	ニーズ調査や授業体験参加者のアンケートも踏まえ、1学年1学級の計3学級と想定しております。
<b>6章 設置に係る基本方針</b>		
<b>1 目指す学校像</b>		
32	(案)では、「1. 目指す学校像」を受けて、「学校・教職員の役割」をあげています。これらは、「目指す学校像」を支える「学校づくりの視点」と言えるものです。「〇入学時の面談等により個別のニーズを把握し、安心して学べる環境を整える。」以下、8つの項目があげられています。どれも大切なことですが、生徒が主人公として活躍できる公立夜間中学となるためには、「学校運営や、教科や学習内容の選択には、生徒の自主性・自己決定を尊重する。」という項目を入れることを提案します。	今後、設置準備を進める中で、参考としてまいります。 なお、学校運営や学習する教科・内容については、教育委員会が承認した教育課程に基づき実施いたします。生徒の自主性を重んじ、一人一人に寄り添った学習支援となるよう心がけます。
33	一番基本となる、自ら学びたいという意欲を持った方々が、本当に入学したいと思うような魅力のある学校を設置してください。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
34	岡山市教委独自の創造性と情熱が見られない。夜間中学という特性と必要性を十分に取り込んだ岡山市らしい創造性のある学校の魅力が見当たらない。市民のために新しい学校をつくるのだという意気込み・情熱が感じられない。在り来りである。発信力もない。また、管理者的発想が随所(挑戦という用語、入学時期、修業年限、給食、制服等)にみられて息苦しいイメージの夜間中学である。これでは夜間中学で学びたいという人の掘り起こしも困難ではないかと危惧される。	
35	岡山市には、生徒数もスタッフも全国一だという「自主夜間中学」が存在している。これと張り合う必要はもとよりのないが、公立夜間中学としてのこれとの差異や特徴、存在意義があるはずである。それが滲み出るようなイメージやアピールポイントがない。	
36	学校・教職員の役割(10頁)に「学校運営や、教科・学習内容の選択には、生徒の自主性・自己決定を尊重する」という項目を入れていただきたい。学校の方針の決定や運営そのものに生徒を参加させ、教科や学習内容の選択・決定にも生徒を参加させて、自己決定ができる場とすべきである。生徒は、学校の単なる客体ではなく、主体でもあるべきである。	
37	公立夜間中学をどのような視点にたつて、どのような必要性和役割を考え、その将来像をえがいているのか理念がうかがえない。	
38	生徒の自主性を重んじ、運営に関しても生徒の意見が反映されるような公立中学校を目指してほしいと思います。	
39	「教育機会確保法」の基本理念(第3条5項)に則り、岡山市における学びのセーフティネットの構築を目指してもらいたい。つまり、学校教育としての公立夜間中学校と社会教育としての地元民間団体(自主夜間中学)とが連携されることが望まれる。是非とも基本方針にその連携内容を明記してもらいたい。「教育機会確保法 基本指針 3.(1)」「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】p.4」を参照。	今後、夜間教室の在り方を検討する中で、こういった連携や役割分担ができるか考えてまいります。
40	「学びなおし」の場である夜間中学校に「挑戦」の必要はないと考える。学校・教職員の役割の項に、「教科や学習内容の選択・学校運営に生徒の自主性・自己決定を尊重する」という項目を入れてほしい。	
41	(案)「6章 設置に関わる基本方針」で、「1 目指す学校像」は、○「多様性」を尊重する学校 ○「安心」して学べる学校 ○「挑戦」できる学校 の3点をあげています。「多様性」が「年齢や国籍、生活背景などにおいて、多様な生徒が在籍するという特長を生かし」、 「安心」が「生徒・教職員が互いの立場や考え方を受け入れ尊重し、共に学び合うなかで実現する。」ということで、「多様性」と「安心」は、十分理解できます。しかし、「挑戦」という言葉は、相手に対して戦いを挑むこと、困難な物事に対して記録や仕事などで意気込んで立ち向かうことという意味で一般的に使われます。様々な困難な理由で十分な教育を受けられなくて、学び直しをしたいと思い、夜間中学校に入学し、学ぶ生徒にとっては、「挑戦」は、心さわしくありません。そこで、「目指す学校像」は、「多様性を大切に生かし、一人一人が安心して学べる学校」を提案します。	
42	「挑戦」→「失敗」を恥としない学校 失敗に寛容な	
43	「挑戦」できる学校は削除すべきである。夜間中学には心さわしくない用語である。「挑戦」とは、基本的意味として戦いを挑むことである(広辞苑)。競争社会を前提として這い上がれという趣旨が前景に立つ。戦うことが嫌いな人、戦う条件に恵まれない人、何かを獲得したり、達成したりするのではなくて基礎的な勉強だけをしたい人、挫折や社会的敗者を経験した人、ゆっくりと楽しく勉強をしたい人、夜間中学を求めている人の中にはこういう人が多いことに留意すべきである。こういう人たちに、ここは「挑戦の場だ」と言うのでしょうか。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
44	学ぶことの楽しさを実感でき、そこにいる充実感を感じうる時間となるような学校。「挑戦できる～学校」は、違和感を覚える。	「挑戦」については、岡山市教育大綱のキーワードである「選択と挑戦」の考え方とも合致しており、小さな「選択と挑戦」の繰り返しも想定しています。また、本人の意志により、挑戦することを「選択」できる学校を目指すものです。
45	夜間中学を必要としている人たちの中には「不登校」のまま「卒業」した人、「現役中学生」で昼間の学校に行けない子どもたち、高齢の人、外国の人、障がいのある人など、「多様」な人々を受け入れ、「安心」して楽しく学べる機会を広げていただきたいです。「挑戦」より「機会(チャンス)」ではないでしょうか。	
46	目指す学校像「多様性」←具体性に乏しい「安心」←大切にしてほしい「挑戦」←努力を強要されるような圧力を感じる。楽に通える雰囲気のことばにしてほしい	
47	一人一人を尊重する学校 ←「多様性」を尊重する学校（多様性というあいまいさのあることばではなく真に一人一人を尊重する学校であってほしい）希望を抱ける学校 ←「挑戦」できる学校(挑戦よりもまずは将来、先行きに希望をもって学んでいける学校であってほしい)	
48	「挑戦」できる学校の項目は不要です。不登校経験者には圧力を感じます。	
49	「多様性」を尊重する学校、「安心」して学べる学校、この2つはニーズにも合っていますし、イメージも共感できます。が、3つ目の「挑戦」できる学校はどうか？「挑戦」よりも「成長」にして、一人ひとりが何かに挑むのではなく、自分なりの成長ができる方がイメージに合っていると思います。	
50	目指す学校像の、「挑戦」という言葉を「自己実現」など他の言葉に置き換えてほしいです。「挑戦」を掲げているこれまでの岡山市教育委員会が作成している計画などには、夜間中学の位置づけがありませんでした。今回、新たに夜間中学を位置付けるので、夜間中学にふさわしい学校像を掲げたいです。	
<b>2 入学対象者</b>		
51	「夜間中学について、岡山市と協定を締結している市町に住んでいる人も可」とありますが、ここで言う”協定”とは一体何なのでしょう？？具体的な説明をお願いします。	他市町に居住する人が入学を希望した場合、該当となる市町それぞれと協定を結んだ上で入学を認める方向で検討しているところです。
52	高校のみならず専門学校や大学でも十分に学びきれず、卒業させられる例は多く見受けられます。高校卒の方は入学資格がないなどは文部科学省も言っていません。	公立である以上、対象範囲については一定の要件を設けることは必要と考えます。
53	外国籍者について、何故実施する必要があるのか？納税者であればその必要も概ね認めますが、その点の紐づけについてはどうするつもりなのか？そもそも外国籍者の教育が中学からと言うのもおかしいと思いますが？	外国籍の方についても国際的な人権規約等を踏まえ、対象としています。
54	誰もが学び直しできるように環境整備を進められることに賛同するとともに感謝申し上げます。日本国内において現在では外国籍の方々も多く暮らしていますが、日本語を勉強することもできないでいる人たちが相当数いらっしゃると思います。年齢、性別、国籍などの垣根を越えた多様性のある環境の中で学ぶことで多くの人々が他者を認め、お互いを尊重しあえる関係を築いていけるはずですが、関係者の皆さまには今後、より一層ご尽力いただくことになるとは思います。引き続きよろしくお願ひいたします。	賛同することのご意見ありがとうございます。岡山市の夜間中学設置に向けて今後の参考とさせていただきます。

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
55	(案)の「2 入学対象者」を読むと、中学校も卒業していない、貧しい家庭の出身者が集まる学校に見られ、世間から見下される心配があります。公立夜間中学は、義務教育を十分に受けられなかった人に対して恩恵的な場ではなく、憲法に規定された教育を受ける権利を実質的に保障する場です。実際に入学を許可するかどうかは、入学希望者との面談などで、経歴や公立夜間中学で学びたい動機などを聞いて、判断すれば良いことです。そこで、入学対象者は、「中学校を卒業していない人又は卒業していても不登校などの理由で十分に学ぶことができなかった人(外国籍の人も可)」ではなく、「公立夜間中学で、義務教育段階の学び直しを希望する人(外国籍の人も可)」を提案します。	
56	いろいろな入学条件の枠を広げ、決して希望を持った方々が「難しそうだからやめよう」とか「自分のレベルではだめそうだな」という気持ちにならないよう、手続きの簡略化や入学条件の緩和をお願いしたいと思います。昔から「教育県岡山」と言われていましたが、それは全国学力統一テストの平均点が何点アップしたかではなく、本当に学びたいと願っている人たちに、手を差し伸べることができるかどうか、だと思います。そこを見捨てておいて教育県なんて言うことはできません。	学び直しを希望する人すべてを対象とした場合、本来の対象となる「義務教育を実質的に修了していない方」以外の人も含まれるのでは、との誤解を招くことを危惧しています。そのため、変更は考えておりません。
57	学びたいと意欲を持った方々が、入学できるように魅力のある学校を設置してください。	
58	対象を限定しすぎという印象を持ちました。むしろザクツというんな意味で多様な人も含め、義務教育段階の学び直しを希望する人に門戸を開いておいた方がいいのではないのでしょうか。他にも細かい部分で気になる点はありますが、何より準備が整い次第時機を逃さず進めていかれることを希望します。	
59	公立夜間中学で学びたい人←または卒業していても不登校などで十分に学ぶことができなかった人（対象者に「十分に学ぶことができなかった人」の烙印を入学時に押すことに疑問を感じます。十分に学べたかどうかの試験を課すのでなければ、学びたい人と端的に書いた方がよいと思います。「学べなかった人」への差別や蔑みにつながりかねません。）	
60	1項目目の「義務教育の年齢を過ぎた人」に「もしくは、現在中学校在籍年齢の人」を加えてほしい。様々な事情により12～15歳程度でも中学校に在籍できていない人や在籍していても通えていない人がいる。そういう人たちも含め、より広くより多様な人たちの学びを保障できる社会のセーフティネットの役割を果たしてほしい。	
61	「夜間」の長所として、「不登校児」は夜間動ける子が多い	市の不登校対策全体を検討する中で、検討してまいります。
62	入学対象者(10頁)のうち、義務教育年齢を過ぎた人を削除すべきである。現役の中学生も入学を認めるのが望ましい。不登校児が年々増加していることに対応できていない現行教育政策の不備を補完し、多様な受け入れ先の一つとして設計するべきであろう。昼間の中学校には抵抗があるが、夜間中学の自由さや人間関係なら登校できるという現役の不登校児で本人が希望するときにこれを受け入れない理由はないと思われる。不登校児の受け入れ先の選択肢を多くする制度設計が求められている。	
63	義務教育年齢の中学生も対象とすべきで、除外すべきでない。	
64	入学対象が、15歳より上、となっていますが、不登校の現役中学生も含める事を盛り込んでいただきたい。別の事業で現役中学生の不登校対策を並行して進めるなら、その事業を参照対象として明示いただきたい。	
65	義務教育の年齢を過ぎた人 は削除してください。中学の途中で不登校状態になった時、夜間中学へ本人が希望すれば編入できる。を加えて欲しいです。	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
<b>3 入学時期</b>		
66	入学時期についてはさまざまな環境で生活している人たちなので、10月までとするのではなく随時入学できるようにしてほしい。	4月入学が基本と考えますが、随時入学についても可能とし、詳細は今後検討してまいります。
67	4月と10月とだけ入学にしている点は、硬直的です。ニーズが生じたときに対応することが学習意欲や環境の整ったときに対応することとなり、最大限の効果があります。基本的にいつでも入学できるようにするべきです。	
68	(案)の、「3 入学時期」では、「4月を基本とする。入学希望者との面談は随時実施し、10月も可能とする。」と、なっています。これでは、4月以降、10月までの随時入学は、なくなることとなります。入学希望者が入学を判断するには、本人の意思や健康状態はもちろん、家庭・職場など周りの協力や理解を得ることが必要です。そのための準備期間に時間を要し、4月入学に間に合わないことも容易に想像出来ます。入学希望者の多くは、柔軟な入学制度を望んでいます。教育課程履修なども心配しなければなりません、工夫すれば可能だと思います。そこで、「4月を基本とする。入学希望者との面談は随時実施し、10月までを可能とする。」を提案します。	
69	「10月入学も可能とする」は「相談の上、他の時期での入学も可能とする」でよいのではないのでしょうか。入学希望者が出たときに、できるだけ早く入学出来るようにしてください。	
70	入学時期を4月、10月に限定するのではなく、生徒の夜間中学校に通いたい意欲が出た際に通えるように随時面談ではなく随時入学可能とすべきと考える。特に生徒候補者たちは社会との接点も乏しく引きこもりがちであり、意欲が出た際に取り上げる必要があるためと考える。	
71	4月入学を基本とする。入学希望者との面談は随時実施し10月入学も可能とする。」⇒多くの夜間中学で4月から10月前後まで入学受け入れを行っています。教職員全体で対応すれば かりに日本語入門レベルの生徒でも中途での受入は可能です。日本の方の場合、進度別クラス体制を取れば対応可能なクラスがあるはずです。	
72	随時入学可能にしていきたいです。思い立ったらいつでも入学できると安心です。	
73	希望者が集中する心配はないのでいつでも「毎月初日」とか 2学期制→3学期制	
74	入学時期(10頁)を4月と10月に限定すべきではない。いつでも随時入学できるように学校長の自由裁量に任せるべきである。年次にこだわるべきでない。	
75	「機会(チャンス)」を広げる意味でも、入学時期を限定せず、随時入学できる学校であってほしいです。	
76	対象者が「学びたい！」と決意した時、学ぶ必要が生じた時に、すぐに入学を認められる体制が必要だと思います。そもそも通学者の学力レベルの個人差は大きく通常授業でもマンツーマンに近い指導がされているはずですから、実現可能と考えます。入学時期は年2回ではなく、少なくとも4回ほど、更には随時入学可の体制で臨んで頂きたいです。	
77	4月とか10月とかに限定するのではなく、随時の入学とすべきでは？個人個人いろいろな都合があり、柔軟に対応しないと敷居が高く感じるのではないか？	
78	入学は4月と限定せず随時としてほしい。個別に事情が違うのが当たり前です。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
79	4月入学を基本とする。と、10月入学も可能とする。は、削除してください。入学希望者との面談は随時実施し、就学が決定し登校した時を入学としてください。年度の考え方は不要と思います。	4月入学が基本と考えますが、随時入学についても可能とし、詳細は今後検討してまいります。
80	4月入学を基本とするが、10月入学まで随時受け入れをしてほしいです。今年度開校した学校で、4月以降、かなり増えている自治体がありました。いろんな事情を抱えていらっしゃるし、学びたいというタイミングもあるので、柔軟な対応をしてほしいです。	
81	「障害」は「障がい」と表記すべきです。	岡山市では「障害」と表記しております。
82	「入学相談があれば、面談等で個別のニーズを把握したうえで、可能な限り本人の希望に沿う方向で検討する。」となっておりますが、入学できるように、支援員の配置、教育課程編成の工夫、バリアフリーに対応した環境を整備することが大切です。「可能な限り」という表記は削除してください。	今後、設置準備を進める中で、参考としてまいります。
83	「時間がある今のうちに、想定される障害に対しどのような対応ができるのか検討しておく」旨の文が欲しいと思います。	
84	「※バリアフリーに対応した環境は一定程度配慮されている」とあるが、対応する障害種別がいわゆる身体障害に限定されているように感じられる。一般の中学校で支援学級や通級指導教室等で対応している知的障害、自閉症等のいわゆる発達障害などの目に見えにくい障害種別への対応についての考え方が明確ではない。知的障害やいわゆる発達障害等は想定されると思うので、対応を明確にした方が分かりやすい。	
85	「本人の希望に沿う方向で検討する」を、「本人の希望に沿うよう最大限の努力を払う」にされたい。	
<b>4 進級と修業年限</b>		
86	修業年限が、6年間は短い。高齢者や外国人は、学ぶのに時間がかかると思う。中には小学校一年生レベルから学ぶ人もいるから、10年以上は必要だと思う。考えなおすべき。	国の夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第3次改訂版)では、夜間中学は中学校であり、修業年限は3年と示されていることから、原則、700時間×3年での卒業を想定したものであると考えています。公立学校である以上、上限を設けることについてはご理解ください。
87	最長6年の修業年限は撤廃すべきと考える。あくまで義務教育として社会全体が求めている最低必要な履修内容であることから年限を設定するのは問題があると思う。	
88	文科省は小学校も含めた教育課程を認めており、全くの「未就学者」には9年間を検討すべきではないでしょうか。	
89	修業年限が3年+3年では期間が短すぎて学力を身につけられない方が出てくると思うので、最低10年は通えるようにしてほしいです。	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
90	<p>「原則として最長6年までの在学を可能とする」→まずは、年間授業日数は昼間とほぼ同じとなること、夜間小学校がないこと、等から、小学校6年+中学校3年=9年は在籍可能とすべきと考えます。さらに、授業時数が1日4時間であることから、9年×1.5倍=13.5年の在籍を可能とした方がよいと考えます。いずれにせよ、進級と原級留置は校長判断であり、生徒さんの学習状況から適切に判断されるでしょうから、全員が最長期間の在籍となることは考えにくく、在籍年数はばらけるものと思われま。1年や2年で卒業される方もおられるでしょう。よって、事情があって毎日の登校ができず、なかなか学習が進まない方の学びを保障することを考慮するのでしたら、原則を13.5年としておくべきと考えます。なにより、生徒さんたちの生活の中心は学校ではありません。暮らしです。子どもたちであれば学校を中心に生活することが可能ですしそうできるように調べていくべきですが、大人の生徒さんたちにとっては、まず仕事があり、家族の世話があり、暮らしていくための用事があります。毎日通うことができない事情の方も多いためです。在籍年数は、柔軟に対応できるように、6年ではなく、13.5年にした方がよいと考えます。</p>	
91	<p>6年では短すぎます。小学校レベルから、やり直す必要のある方も多いと思います。せつかなので、ゆっくりしっかり学習してほしいです</p>	
92	<p>3年を基本とし、その倍に当たる6年を年限とされるとのことですが、多くの生徒が何らかの困難を抱えていることが予想され、最短3年、通常6年を見込み、最大12年とするのはどうでしょうか。</p>	
93	<p>まず、個人差は当然ありますが奪われた義務教育の補償ですから、最低9年間の在籍は保障すべきです。</p>	
94	<p>「原則として最長6年までの在学を可能とする」とありますが、義務教育を受けることができなかつた人、また、きちんと受けることができなかつた人にとって、6年は短すぎます。自主夜間中学札幌遠友塾においても、特に年輩の生徒さんたちは、聴力・視力などの身体的な衰え、そして記憶力の衰えも生じてくることから、10年在籍の方でも文章を書くことに非常に苦勞をしています。また、5年目の生徒さんは、まだ小学2年生の漢字を繰り返し勉強しています。彼ら彼女たちも、6歳から義務教育を受けられたなら、このような苦勞はしないで済んだでしょう。そういった意味からも、生徒さんには最低でも9年間の学びの保障をお願いします。</p>	<p>国の夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第3次改訂版)では、夜間中学は中学校であり、修業年限は3年と示されていることから、原則、700時間×3年での卒業を想定したものであると考えています。 公立学校である以上、上限を設けることについてはご理解ください。</p>
95	<p>進級と修業年限(11頁)のうち、修業年限を原則として最長6年としている点は削除すべきである。修業年限は設けない。年限ではなくて生徒と学校が納得したときを修了時期とするのが良い。高齢者、日本語の不自由な外国人、出席日数の確保が困難な人等個々人の条件、環境、都合を優先してそれに合わせるのが適切である。年限はむしろストレスの原因となり有害である。</p>	
96	<p>生徒の学習状況・本人の希望などに応じて留年等の柔軟な対応が担保され実施されれば「修業年限3年」のみの表記でいいと思います。</p>	
97	<p>修業年は生徒と学校との話し合いによって柔軟に決めることができる学校であってほしいです。</p>	
98	<p>年数が6年は短い。</p>	
99	<p>「原則として最長6年までの在学を可能とする」とするところ、もう少し長く、せめて9年程度とするのが適切ではないかと思ひます。理由は、学校に通う対象となる人は様々な事情で様々なバックグラウンドがあり、基本的な学習を要したり、現業の事情によっては、6年間は修業するには短すぎることもあるのではと思ひられます。小学校は6年間、中学校は3年間を要するわけですから、その合算の9年間は確保してあげるよう、要望致します。</p>	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
100	修業年限が6年とあるが、小学校も行けていない方、仕事が多忙で毎日来れない方、などなど、いろいろな都合がある方が多いと思われる。その人に合わせた進め方をすべきで、修業年限を区切る必要は無いのではないか？	<p>国の夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第3次改訂版)では、夜間中学は中学校であり、修業年限は3年と示されていることから、原則、700時間×3年での卒業を想定したものであると考えています。</p> <p>公立学校である以上、上限を設けることについてはご理解ください。</p>
101	在籍6年まででは短いのではないのでしょうか。9年程を望みます。	
102	修業年限は不要です。生徒本人の意向を踏まえ生徒と学校が納得して修業を決める。証書など入学、卒業時の年度や期間の表記は、生徒と学校が納得して決める。を、加えてください	
103	原則最長6年とありますが、年限は設定せずとも良いと思います。体調、就業など生活状況により通学は左右され、順調に進学できる生徒ばかりではないと思われます。修業については生徒本人が納得できる時期だと思えます。	
104	以前奈良県の夜間中学に勤務していたことを踏まえて、基本方針案について意見を述べさせていただきます。6章4についてですが、夜間中学において在籍期間は最も重要なことの1つだと思います。方針案では「原則として最長6年までの在学を可能とする。」となっておりますが、夜間中学にはゆっくりとした学びが必要な方や、日本語を母語としない方の入学が予想されます。また、小学校からの学習が必用な方も多くいると予想されます。こういった方は長い学習期間が必要となるのは必然の事となります。確かに中学3年の二倍の6年は中学に限っては長いかもしれませんが、小学校からの学びを含めると、もっと長い期間が必用であると考えます。せめて小学校6年+中学3年として9年は必要なのではと考えます。もちろんすべての方が長い期間在籍するわけではありませんが、さまざまなニーズに対応できるしくみがあった方がよいと考えます。また、小学校6年+中学3年として9年というのは市民合意もされるのではないかと思います。ご存じかと思いますが奈良県は奈良市9年、橿原市12年、天理市無期限となっております。是非ご検討願えればと存じます。	
105	人が学ぶ速度は人それぞれ。年限を限るのはナンセンス。既存の制度から、さまざまな事情で、うまく乗っからなかった人のための仕組みなので、制限は出来るだけ設けるべきではないと思います。教育にはお金をもっとかけてほしい。	
106	在籍年数は9年もしくはそれ以上	
107	在籍年数の設定は必要でしょうか。また、再入学はできるのでしょうか。ご高齢であれば学習事項の定着に時間がかかることが予想されます。昨日、覚えた分数を今日は忘れ学び繰り返し学習されて定着される方もいらっしゃると思います。外国籍の方であれば日本語の習得に時間がかかります。日常会話ができても教科学習に直結しないです。“様子”という単語を例にしてみます。国語先生「おじいさんの様子を書きましょう。」生徒「様子はなんですか。」先生「おじいさんは嬉しそう？悲しそう？」生徒「うれしそうです。」次の理科先生「あさがおの様子を書きましょう。」生徒「あさがおはうれしそうです。」先生「そうじゃなくて、葉っぱは2枚、高さ何センチ」生徒は混乱してしまおうでしょう。学習のための日本語習得に時間がかかることを考慮願います。	
108	在籍期間は義務教育期間は9年間なのに、なぜ6年なのでしょう？中学校が3年間だから倍の6年というのはあまりにも短絡的だと思います。	
109	夜間中学校は中学校といっても内容は義務教育学校で、えんぴつの持ち方から学ばれる方がいるのも予想されますので、憲法で義務教育に保障された9年間在籍できることを基本にすべきだと思います。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
110	在籍年数6年とありますが、せめて9年必要ではないでしょうか？文部科学省は、夜間中学においては小学校の教育課程も弾力的に指導できるとし、実際に夜間中学で学びを希望する生徒さんは小学校段階の学習内容から学ぶ必要がある方も多いと思います。そう考えると、大学の4年生×2=8年間で除籍という計算式で3年×2=6年間とするのではなく、せめて、小学校6年+中学校3年=9年間で妥当ではないのでしょうか？	<p>国の夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第3次改訂版)では、夜間中学は中学校であり、修業年限は3年と示されていることから、原則、700時間×3年での卒業を想定したものであると考えています。</p> <p>公立学校である以上、上限を設けることについてはご理解ください。</p>
111	修業年限については、読み書きのレベルから学習を始め、義務教育で学習する内容を学ぶとなると最低でも小学校6年、中学校3年の9年間が必要であると考えます。年齢の幅も大きく、個々人の能力にも差があり、なおかつ昼間の中学校より学習時間数を確保することが困難なことを考慮すると9年でもおおよそ足りないと思われるます。	
112	修業年を伸ばしてください 6年ではなく もっと勉強できるようにお願いします	
113	在籍年数が6年と聞きましたが、私のように小学校中学校不登校の生徒にとっては、6年間では短すぎます。せめて最低9年の年数が必要です。	
114	もっと長い期間勉強したいです。	
<b>6 学校体制</b>		
115	(案)の「6 学校体制」では、「教職員を適切に配置することにより、全教科に対応した体制を整備する。」となっています。国の基準では、岡山市のような中学校併設の二部学級での教職員数の配置は、十分ではありません。全教科ならびに日本語指導教員も含めた教職員の配置だけでなく、入学する生徒の状況を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門スタッフも配置するなど、安心して学び、生活出来る学校体制を整備する必要があります。そこで、「さまざまな教職員を適切に配置することにより、生徒の学習や学校生活での支援体制の充実を図る。」を提案します。	<p>人員配置の詳細については未定ですが、岡山後楽館中学校の教職員として配置することになります。</p>
116	養護教諭の配置や保健室対応についての見通しが示されていませんが、適切に正規配置されるべきです。「不登校等の理由により学び直しを希望する人」を入学対象としている以上、少なくとも通常の市立中学校に見劣りしない手厚い体制を整える必要があります。	
117	多様な学び(日本語の知識や機能的識字の習得、学校生活の体験、就労・生活のための学習など)の実現のためには、多様な資料や情報を保存し提供する学校図書館の働きが重要と考えます。学校図書館の資料の充実とともに、利用する生徒・教職員のニーズを受け止めて、相談・提供・検索援助ができる専任の学校司書の配置がぜひとも必要です。	
118	教職員の希望に沿った人事であること。 毎年、12月頃になると、「人事異動希望調書」(名称は必ずしも正確ではありません。)の提出を求められます。現在の様式については承知しておりますが、もし異動を希望する場合は、どのブロックのどんな規模の学校を希望するかを記入する欄があり、希望があれば必ずそれを記入することとなっているはずですが、この調書に公立夜間中学への異動を希望するとした方を最重点に人事を行っていただきたいのです。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
119	<p>事前に、夜間中学に関する情報の開示を行っていただきたい。                      昼間の学校と勤務態様が違います。本人だけでなく、配偶者を含む家族に大きな影響を与えます。出勤・退庁時刻が変わるうえに、どちらも夜間の時間帯になります。クルマを交通手段とする人は、事故の可能性が大きくなります。遠距離の通勤は出来るだけ避ける配慮が必要と考えます。配偶者が昼間の勤務をされておられる方は、負担が大きくなると考えられます。JRまたはバスを通勤に利用される方は、その困難さが増大します。</p>	人員配置の詳細については未定ですが、岡山後楽館中学校の教職員として配置することになります。
120	<p>他校と兼務の方や講師の方は必ず必要だと考えます。                      いわゆる技能教科を担当される教員の方は担当時間数の関係で、兼務となることが予想されます。しかし公立夜間中学は1校だけです。校種は異なりますが、定時制高校との兼務が考えられます。その場合、勤務が色々制約を受けると思われます。養護教員、事務職員、図書館司書、校務員、購買の職員等、採用に配慮が必要でしょう。</p>	
121	<p>夜間中学にとって最も肝要なのは教職員の情熱と質である。この点、授業体験会での授業はいずれも好評であった。岡山県下には教員の人材は豊富であると思われる。夜間中学で教えたい意欲と能力のある教員を岡山市内のみならず県教委と連携し県下の学校・教員にアンケートをする等して発掘・確保していただきたい。</p>	
122	<p>学校図書館は、さまざま図書館資料(図書・新聞・雑誌など)によって情報を生徒に提供し、学ぶ意欲をに応え、学びを支援することができます。夜間中学校に通う生徒はだれでも、学校図書館を利活用できるように、学校司書の配置をしてください。</p>	
123	<p>指導者は教員免許が無くても、民間から広く募集して良いのでは？「教員」でなく、サポーターとか別名で構わないと思う。「教員」にこだわると、要員不足になるのでは？と危惧します。</p>	
124	<p>不登校の数が増加し続けています。生徒本人の意見を尊重し、○「多様性」を尊重する、○「安心」して学べるを、目に見える形でお互い納得した柔軟な学校体制・運営にして欲しいです。</p>	
125	<p>保健室の設置、また養護教諭の配置が必要です。記載がありません。</p>	
126	<p>市立夜間中学設置にあたり生徒に関わる教員 職員の資質と専門性が重要だと思います。義務教育の内容だけをおしえるのではなく生きるための知識や知恵を生徒一人一人の心や状況に寄り添いながら教職員の連携を図り指導していくことだと思います。そうしていかなければ困難を抱えて夜間中学校で学ぼうとする生徒さんの学びの心も継続していかないと思います。寄り添いの教職員 スタッフは養護教諭 ソーシャルワーカー スクールカウンセラー 保健室職員など常勤専門スタッフが不可欠です。</p>	
127	<p>外国籍の方が入学される場合は日本語教育の知識を持たれた方の配置をお願いします。日本語を教えるのは国語の先生で良いと言われるかたもいますが、外国籍の方にとって日本語は外国です。私たちが英語を学ぶ時のように専門知識が必要です。結果、教師も生徒も負担が軽くなると思われま</p>	
128	<p>全岡山市立中学校に専任専門の学科司書がいて、豊富な資料を提供しているので、夜間中学でも生徒がいる時間は等しく専任専門の学校司書を配置してください。</p>	
129	<p>養護教諭の配置をしてほしいです。年齢が高い方の入学も考えられます。</p>	
130	<p>スタッフの身分はどうなるのか。</p>	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
<b>7 教員研修</b>		
131	(案)の「7 教員研修」には、「指導力向上及び生徒理解力、生徒指導力向上等の研修を計画的に実施する。」と、あります。夜間中学で学ぶ生徒一人一人の生活背景は違い、願いも様々です。このような生徒一人一人を理解、共感し、共に歩める教員が求められています。このことは、夜間中学の教員に限らず、どの学校の教員にも求められていることです。公立夜間中学に勤務する教員への研修体制を充実させるとともに、他の市立学校教員への夜間中学での研修機会の提供や市立小学校等との人事交流を進める等して、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上が期待できます。これが、岡山市の教育全体を向上させ、再生につながると考えます。そこで、「教員の研修体制の整備と他の市立学校への理念の普及」を提案します。	今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。
132	異年齢・多国籍の異文化のクラスになることが想定されます。異文化で、配慮しなければいけないこと特に宗教に関することを知ることが大切かと思えます。	
<b>9 学校給食</b>		
133	学校給食はさまざまな観点からできるだけ早期に実施した方が良いと思う。	基本方針(案)記載のほか、下校時刻が遅くなり、公共交通機関による通学者に影響が生じることから、学校給食は実施しないこととします。休憩時間に喫食できるようにしており、生徒間の交流も同程度可能と考えています。
134	給食は提供すべきだと思います。経済的に困窮している方は自ら食糧を準備できないのではないのでしょうか？	
135	夜間中学の時間帯は日常の夕食時間帯であり、この時間帯に食事を抜いては十分な学習が望めない。中には食事を持参できない生徒も予想されるため、食事が実質的に保障される制度を検討すべである。「学校給食が、将来的には完全実施できるように検討する。当面の間は、牛乳・パンなどの捕食で行う。」としたい。	
136	多様性を理由に給食を提供しないとされているが、多様性を尊重したユニバーサルな補食を提供することはできるのではないかと。パンと牛乳、おにぎりとお茶だけでも工夫して、通常の中学校と同じ、仲間とともに取る食事の時間と体験を生徒に提供するべきです。	
137	(案)の「9 学校給食」では、「学校給食は実施しない。」「生徒が食事を持参した場合は、休憩時間に食事ができるようにする。」となっています。その理由は、「多様な世代が通学するため、栄養摂取基準の設定が困難であることや、国籍や生活スタイル、健康状態により、希望する食事の内容が様々であることが想定されるため。」と、しています。しかし、夜間中学の時間帯は日常の夕食時間帯であり、この時間帯に食事ができることが大切です。食事を抜いては学習もできないことは明らかです。中には、食事を持参できない生徒もいるので、食事が実質的に保障される制度を検討すべきです。そこで、「学校給食が、将来的には完全実施できるように検討する。当面の間は、牛乳・パンなどの捕食で行う。」を提案します。	
138	現在の通常の学校給食でもアレルギーや宗教上の問題等に対応しているのに夜間中学校だけ給食を出さないのは著しく不当なので夜間中学校の生徒たちにも出すべきと考える。どうしても無理ならせめて生徒の希望を取り、一部給食費を補助する形をとるのも方策としてあるのではと考える。	
139	多様な世代が通学するため、栄養摂取基準の設定が困難であることや、国籍や生活スタイル、健康状態により、希望する食事の内容が様々であることが想定されるため、学校給食は実施しない。なお、生徒が各自で食べ物を持参した場合は、休憩時間に使用している教室等で食事ができるようにする。⇒絶対給食を実施すべきです。生徒は昼フルタイムで仕事をしている人もおり給食は主食です。全国では平均7割弱が新渡日生徒ですが、給食では栄養士が配慮し宗教対応しているところもあります(岡山市内の中学でもそうではないでしょうか)。半年が夏日となるなか、食中毒も心配です。また登校前のコンビニ弁当購入は費用がかさみ定収入の夜間中学生には厳しいです。調理設備がなければ弁当給食もありです。神戸市2校・京都市・札幌市・東京の江戸川区と八王子市は弁当給食です。	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
140	「学校給食は実施しない」→給食は市の負担で無料提供するべきと考えます。夜間中学だけでなく、昼間の小中学校もです。その上で、給食の提供を夜間に行うには給食調理員の確保等予算が膨らむことが通常であるので、アレルギーやアレルギーに配慮した補食の提供を代替案として実施することも考えられます。何の提供もないというのは、少し無理があるように思います。	基本方針(案)記載のほか、下校時刻が遅くなり、公共交通機関による通学者に影響が生じることから、学校給食は実施しないこととします。休憩時間に喫食できるようにしており、生徒間の交流も同程度可能と考えています。
141	絶対給食は必要です。昼間働いている方もいらっしゃると思います。栄養もあり、コンビニ弁当よりも安い給食は大変魅力的です。また、コミュニケーションの場でもあります。	
142	学校給食の定義には当てはまらないのかもしれませんが、栄養摂取基準を満たさなくても、最大公約数的に提供できるものがあれば検討いただきたいと考えます。	
143	給食(最低でも補食)は必須のものです。	
144	「実施しない」とありますが、空腹で授業を受けることはとても辛いです。私も夜間大学時代、帰宅が23時それから食事と大変な5年間で、体調を崩したこともありました。札幌市立星友館中学校では、給食の弁当を皆さんで食べながら楽しい語らいをしています。遅れた生徒さんには、あとから食べられるように配慮しています。給食の時間は、人生の先輩・後輩の垣根を超えた、夜間中学生独特の素敵な絆が生まれる場でもあります。給食実施に向けたご検討を、どうかよろしくお願い致します。	
145	学校給食(11頁)については、無料で美味しい給食を提供すべきである。給食が困難である理由を考える前に実現できる方策の追及に頭を使うべきである。給食を受けることがどれだけ勉強・生徒間交流・生活の励みになるか想像力を働かせていただきたい。	
146	給食実施をしないという文章内容は、実際に実施をしている実態がある中で説得力ある表記とはいえません。職場から学校に来る生徒に必要であり、共に食事をする事で交流の輪が広がるものと考えます。給食の実施をぜひ考えていただきたいと思います。	
147	給食は原則無料とすることが望ましいです。	
148	実施しないと決めず、パンまたはおにぎりや牛乳など、わずかでも空腹が満たせる食事を提供して欲しい。夜間中学に通う人の多くは経済的に恵まれてはいないことが想像できますし、学びのために職場から駆けつける生徒のための簡素な給食を否定する市民はいないと思われます。	
149	給食の供給を検討して下さい。	
150	実施しないということについては、反対致します。給食実施をすべきと考えます。理由は、17時半からの授業開始であれば、仕事を終えて授業に参加している人の事情から、必要なものと思います。また、食事は、学校の楽しみの一つであり、生徒同志の交流の場にもなります。そのような機会を学校として整えてあげる配慮、温かい気持ちを持って、学校運営を考えて頂けますようお願い致します。	
151	食事の準備、片づけ、食のマナー、栄養知識など、給食から学ぶことは多いと思われる。完全な形でなくても、食事の時間を共有できることは重要ではないか?ぜひ、再考願いたい。	
152	給食は必要だと思います。	
153	給食を用意すべき。くつろげる場所時間で教師、生徒間、生徒同士のコミュニケーションを取るには必要です。	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
154	実施する。にしてください。空腹対策の食事提供に終わらず、短くても食育の時間にして欲しい。食育は保健にもつながります。生徒各自が持参した場合も食育の教材になり得ます。食は子育てから介護まで、一生切り離せない大切なものの教育の一つです。実施できるように検討すべきです	基本方針(案)記載のほか、下校時刻が遅くなり、公共交通機関による通学者に影響が生じることから、学校給食は実施しないこととします。休憩時間に喫食できるようにしており、生徒間の交流も同程度可能と考えています。
155	学校給食は絶対に必要です。授業開始時間に間に合うように仕事を終えて駆け込んで来る生徒さんや食事を経済的に持参出来ない生徒さんの事を想像して下さい。毎日毎日通学して来る生徒さんが頑張って学ぼうとする意欲にも繋がります。もっと個人を大切に作る観点からの学校作りをお願いします。	
156	給食ですが、これについては必要な方とそうでない方がいますが、必要な方の事を考えると、今札幌で実施している注文弁当方式は有効であると考えます。費用は自校給食よりは各段に安くすみまし、生徒さんの健康面を考えると19:00前後の時間に食事できれば良い事だと思います。こちらもご検討をお願いします。	
157	給食は無しではなく、余りに空腹では学業に支障もあるかと思うので、非常食のような物でもいいので提供をお願いしたい。岡山市が夜間中学を開校されることに岡山県人として、凄く期待しています。学びたい人に門戸を開いてくださりありがとうございます。より良い学びの場をお願いします。	
158	学校給食の提供を検討していただけないでしょうか。私自身、学校の給食が楽しみで学校で嫌なことがあっても通った記憶があります。アレルギー対策でお弁当持参の児童がいると耳にしたことがあります。入学前の面接で給食の有無を確認して、健康状態や宗教等で制限のあるかたは持参していただくなど対応していただいてはどうでしょうか。また、栄養摂取の基準を20代成人に設定されてはいかがでしょうか。飽食で乱れた食事をとることが多い現代人に健康に過ごすための食事を給食で学ぶ方もおおいのではないのでしょうか。ぜひ日本の栄養価にすぐれ、季節を取り入れた給食をたべて教科だけでは学べない日本の教育の良さを知る機会になってもらいたいです。	
159	「学校給食法」第二条にその目標が以下のように明記されている。(学校給食の目標)第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。…夜間中学に通う生徒にこそ、学校給食を通して指導すべきことはたくさんある。栄養摂取基準の設定が困難、あるいは国籍や生活スタイル、健康状態により、希望する食事の内容が様々であるというのであれば、昼の学校給食を基準にし、選択制にするべきである。昼間の学校において、給食のみが栄養補給の機会であるという児童生徒がいるように、夜間にもそのような生徒がいることは容易に想定できる。したがって、学校教育を行う場であれば、給食(補食でもなく)は是非とも実施すべきである。	
160	通常の中学校には給食があるのに、夜間中学にはなぜないのでしょうか？様々な困難を抱えてこられた方が通われる学校です。給食は絶対に必要だと思います。昼間の学校で、朝ごはんを食べれない生徒に朝ごはんを提供する中学校もあるくらい、現在、食事が取れない方がいます。ぜひ給食を実施してください。私たちの税金を正しい使い方をしていただけることを岡山市の一市民として切望します。	
161	東京の夜間中学などでは学校給食を実施している学校も多く、好評のようですので、岡山でもぜひ実施して下さい。多様な食文化を学ぶ機会にもなると思います。どうしても学校給食が無理な場合は、補食提供を行って下さい。昼の小中学校の給食に補助を行っているのに、夜間中学には何も提供しないのは差別に当たると思われます。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
162	<p>学校給食は必ず必要です。「多様な世代が通学するため、栄養摂取基準の設定が困難であることや、国籍や生活スタイル、健康状態により、希望する食事の内容が様々であることが想定されるため、学校給食は実施しない。」とありますが、どの世代でも自分自身で給食の量を調整できます。実際に、自校給食を実施している東京の公立夜間中学では「大中小」と御飯など量などについて希望が出せます。昼間の公立中学校でも国籍など多様ですが、実際問題なく給食は運用されているはずで、すでに昼間でも実施できていることが夜間では出来ないということはないと思います。何よりも仕事が終わって通学する多くの生徒は17時に終業して、晩ご飯の準備をするまもなく登校せざるを得ません。せめて、補食などお弁当やパンなどの手配はすべきでないのでしょうか。</p>	<p>基本方針(案)記載のほか、下校時刻が遅くなり、公共交通機関による通学者に影響が生じることから、学校給食は実施しないこととします。休憩時間に喫食できるようにしており、生徒間の交流も同程度可能と考えています。</p>
163	<p>給食については提供しない理由もわかるのですが、仕事を終えて夜間中学に駆けつけるまでに食事の準備が可能な人ばかりではないことを考えると、パンやお弁当を購入できるようなシステムは必要だと思われます。労働後に学習することは簡単なことではありません。空腹のままでは学習に集中することもできません。食事の心配なく、安心して学べる環境の提供をお願い致します。</p>	
164	給食食べたいです。	
165	給食が無いと聞きましたが、給食はあってほしいです。	
166	<p>給食が提供されないなら、校内でパンやおにぎりなどの販売は必要だと思う。学食を利用できるようにするのもいい。夜間で生徒が疲れているのに、食料持参、または、食べない、というのは、大変すぎる。学が意欲がなくなると思う。生徒の立場で考えてほしい。</p>	
<b>10 費用</b>		
167	学ぶためのハードルは、金銭的にも低くしてほしいです。	<p>学用品費などの経費がかかりすぎないように工夫してまいります。</p>
168	<p>授業料無料、教科書無償は当たり前のことです。それ以外の学用品に関しても無料支給して頂きたいです。学用品のための出費が困難で入学をためらう人が居たら、残念なことです。</p>	
<b>11 経済的支援</b>		
169	経済的支援も「開設までに、支援制度新設を行う。」として頑張してほしい。	<p>今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。</p>
170	<p>公立夜間中学では、経済的事情などで学び続けることができないということがないようにしなければならない。学齢期の児童・生徒と同じように、安心して学校に通うことができるよう、収入が一定の基準以下の希望者には、学用品費、学校行事費、学校給食費、通学費、新入学準備費、医療費などの上限を定めて支援する就学援助制度を踏まえた新制度が必要である。したがって、「開校までに、経済的事情により就学が困難である生徒に対しては、支援制度新設を検討する。」としたい。</p>	
171	<p>経済的支援制度創設の方針は賛成。検討したけどダメだった、とならないよう、通常の学校の就学援助に対応する制度をぜひ具体化してほしい。</p>	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
172	<p>(案)の「11 経済的支援」では、「経済的事情により就学が困難である生徒に対しては、支援制度新設に向けて検討する。」となっています。公立夜間中学に入学し、学び直しをしようと思っている生徒には、学び続けることができなかつた過去があり、今回の公立夜間中学では、経済的事情などで学び続けることができなかつたということがないように、しっかり支援していく必要があります。現在岡山市では、学齢期の児童・生徒が安心して学校に通うことができるように、収入が一定の基準以下の保護者に対して、学用品費、学校行事費、学校給食費、通学費、新入学準備費、医療費などを、上限を定めて、支援する就学援助制度があります。過去に経済的な理由などで、学ぶことができなかつた生徒のことを考えれば、二度とこのような経験をさせては、なりません。夜間中学の生徒は、学齢期ではないため、就学援助制度の趣旨を踏まえた新制度を制定する必要があります。4月の入学式には、生徒全員が同じスタートラインに立てられるようにしなければなりません。そこで、支援制度実施時期を明確にすることが大切で、「開校までに、経済的事情により就学が困難である生徒に対しては、支援制度新設に向けて検討する。」を提案します。</p>	<p>今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。</p>
173	<p>就学援助を実施して下さい。非正規労働が多く低収入の生徒が多いことを踏まえると、安定した学校生活を送るため必須です。</p>	
174	<p>経済的支援を手厚くしてほしい。要望があればではなく、「お困りごとはないですか」の姿勢で対応してほしい。</p>	
175	<p>経済的事情により就学が困難である生徒に対する支援制度新設は、すばらしい事なので、ぜひ行って下さい。</p>	
176	<p>開校まで時間があるので、それまでに支援制度新設をしてほしいです。</p>	
<p><b>7章 教育課程、学習指導、学校生活等</b> <b>1 年間授業時数</b></p>		
177	<p>生徒に依って進路等の希望は異なるのですから、一律に5教科に重点を置くのはおかしいです。「700時間程度とする。」でよいです。</p>	
178	<p>5教科に重点を置いて、とあるが、5教科以外の音楽や美術、体育などの要望にも柔軟に対応して行ってほしい。</p>	
179	<p>音楽、家庭科、美術なども減らさず学習できるようにしてほしいです。心の豊かさや癒しにもなり、また、家庭科は、生活にも直結しています。5教科だけでは、授業についていけない生徒さんを学校から遠ざけてしまうと思います。ご検討のほど、よろしくお願い致します。</p>	
180	<p>公立の中学校を名乗るのであれば、昼間の中学校と同じカリキュラムで学習活動を進めること。当然実技教科も、大切な学校としての学習活動とらえて位置づけていただきたいと思います。開校するのであれば、他県の様子を見て横並びを考えるのではなく、「さすが岡山は違うなあ」と評判になるような特色のある、そして他県にも自信と誇りをもって語れるような公立の夜間中学を考えて取り組んでいただけますようよろしくお願い致します。ぜひ一度実際に自主夜間中学の様子を見に来てください。皆さん生き生きとして学習されていますよ。</p>	<p>授業時数については、教育委員会が承認した教育課程に沿ったものとなりますが、指導方法については一人一人に寄り添うものとなるよう心がけます。</p>
181	<p>私は人間として身も心も解放されたいです。そのために音楽や体育の時間を週に1時間はつくって下さい。</p>	
182	<p>実技教育も取り入れて下さい。</p>	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
183	「5教科(国語、社会、数学、理科、英語)に重点を置いて時間数を確保する。」ということですが、実技教科も当たり前大切な授業と思います。どうぞ、通常の中学校と同様の実技教科を受講できる機会を設けて、より、学校の学びが、生徒にとり意義深いものとなるよう、取り組んで頂きますよう、要望致します。	授業時数については、教育委員会が承認した教育課程に沿ったものとなりますが、指導方法については一人一人に寄り添うものとなるよう心がけます。
184	5教科に重点を置く、とのことであるが、「学校」として重要な事は、同級生との共同活動などを通じて、人間関係に触れ、切磋琢磨、信頼関係の築き方、などを学ぶことも重要なのではないか？その意味で、体育、音楽、技術家庭などの教科も疎かにしないでいただきたい。これらの教科こそ、「教員免許」は必須でなく、人生経験豊かな民間登用が適しているのではないかと再考お願いしたい。	
185	5教科だけでなく音楽や体育などの教科も大事だと思います。	
186	「5教科(国語、社会、数学、理科、英語)に重点を置いて時間数を確保する」とあるが、学校は学習塾ではない。知・徳・体をバランスよく育て、「生きる力」を育むところである。実技教科は生徒それぞれの個性が発揮できる場であり、暮らしを豊かにするものである。進学の一途のみを重視するのではなく、学校教育とは何かを問い直す必要がある。アンケート調査からは進学の一途もあるが、学校生活そのものを取り戻したいというニーズもあることを忘れてはならない。	
187	運動したいです。 家庭科をしたいです。	
<b>2 週間所業時数</b>		
188	「週間授業時数」「授業時数」「授業時間数」が混在。	表記については必要な範囲で統一を図ります。
<b>3 授業日</b>		
189	二学期制とするとのこと。生徒さんの下校時刻が、特に冬場に遅くなるのが心配されるので、前期(4月～9月)は、5時35分～9時、後期(10月～3月)は、4時35分～8時というように時間差をつける。	生徒の活動場所確保の関係で、登校時間帯を早めることは困難です。
<b>5 学級編成</b>		
190	(案)の「5 学級編成」では、「学年1学級とするが、生徒の人数や習熟度に応じて柔軟に編成する。」となっています。夜間中学に入学する生徒は、年齢、経歴、国籍も、様々です。その特性に配慮し、それを生かすべく基礎コース、習熟コースといった生徒の実態に応じた学級編成をすることが大切です。	今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。
<b>6 授業実施方法</b>		
191	学び直したいと思い、夜間中学校へ来られるのだから、個々に合わせた学習内容にしてほしいです。	教育課程について検討・計画する中で、夜間中学設置の趣旨にあった指導が行えるよう準備を進めてまいります。
192	心が傷ついて学校へ行けなくなった人も来られるだろうから、寄り添い学習を支援してほしいです。	
193	(案)の「6 授業実施方法」では、「昼間中学校同様、対面による授業を基本とする。ただし、生徒の生活状況や学習状況に応じて個別指導も並行して実施するように努める。」となっています。個々に多様性があることで、生徒同士の豊かな交流が可能となる夜間中学の対面授業のよさが、ここにあります。ただ、夜間中学に入学する生徒の真心から学ぶことができるかどうかは、生徒自身の授業に対する自主性や自己決定を保障することができるかが重要な鍵になります。そこで、「授業について、どんな教科や学習内容、学習方法を選択するかは、生徒自身の自主性や自己決定を尊重する。」を提案します。	
194	「個別指導も並行して実施」とあるが、多種多様なニーズへの対応全てに対応することは難しいと思われる。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
<b>7 ICTの活用</b>		
195	ICTの活用とありますが、家庭にネット環境がない方、また、ネット環境のための費用など、ご自身では対応できない方もいらっしゃると思います。そういったところも含めた支援についてご検討宜しくお願い致します。	今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。
<b>8 学習支援</b>		
196	外部サポーターを活用するなどして、個に応じたきめ細やかな学習支援体制づくりが必要。	今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。
197	また、公開授業では年齢の高い入学希望者？を想定した授業だったが、進学希望や外国人なども入学するようになると、個別指導を複数用意する必要も考えられるので、慎重に検討していただきたい。	
198	大変だと思いますが、授業以外の個別の学習指導はとても良いと思います。ただ、授業前に限定すると、受けることが難しい生徒も出るのではないかと懸念します。	
<b>9 日本語での教科学習に不安がある生徒への対応</b>		
199	日本語での学習に不安がある生徒には、入学前に教育課程編成を工夫して、日本語指導のできる教員を配置して、重点的に日本語指導を行うことが必要と考える。	今後、設置準備を進める中で、ご意見を参考に検討してまいります。
200	最後に「対応できる指導者の確保をただちに進める。」という文言が欲しいです。通常の小学校・中学校。高等学校でも必要とされています。2021年9月のデータでは、日本語を教える正規の教員が受け持つ子ども的人数について、全国平均は18人、岡山県は7人、岡山市は22人です。	
201	日本語指導には、通常教育課程とは別対応で、指導カリキュラムが組まれていることが通常です。日本語指導教室との連携を図るだけでは、日常の指導が十分にできるのか不安視する声があがっています。定数配置とは別に、日本語指導に対応する教職員を配置する必要があります。	
202	特に希望はないです、外国人でも授業を受けやすい講義が実施できるように考慮してほしいです。	
203	「日本語指導教室との連携をはかる」とあるが、日本語指導教室の職員の勤務形態を考えると、連携は難しいと思われる。日本語指導教室自体の設置も他自治体を参考にし、今から検討する必要があると考える。	
204	「日本語での教材学習に不安がある生徒」が実際どのくらいおられるのかわかりませんが、外国にルーツのある人達が日本語のスキルアップのために公立夜間中学校を利用しようとしているのであれば、本来の目的とはかけ離れた利用の仕方だと思います。むしろ既存の日本語学校や無償で利用できる日本語教室の利用を勧めるべきでしょう。母国で中学校課程の学びを習得された方が、語学習得のために来られてそれに対応する教員を配置するのは無駄であると言えるかと思います。更に言えば、日本の中学校の教科書は日本語を母語とする人達のために作られていて、日本語を少し勉強したからと言って読めるものではありません。	
205	日本語指導については、夜間ではない中学の子どもたちと同様に教員配置を行うべきです。また、幾つかの夜間中学を見学しましたが、教科を教える先生も、わかりやすい日本語などでの指導をする工夫をしておられました。先行事例を参考に具体的に検討してほしいです。	

## 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
<b>10 特別活動</b>		
206	学校生活を送るうえで学習と共に生徒間の交流やコミュニケーションが大きな励みとなる。こうした点を踏まえ、「生徒会を組織する。また、遠足、運動会等の学校行事の実施に当たっては、生徒会とともに計画に取り組む。」としたい。	教育課程は学校が決定するものですが、学校行事の内容等については、生徒会を組織し、ともに検討・計画することとしています。
207	生徒会を設置してともに検討・計画するのはとても良いと思います	
208	学校・教職員の役割に追加希望 「クラブ活動の推進を行うため、地域の指導者や団体に協力を求め受講者のニーズに応える」 受講希望者のアンケートに「学校生活を体験したい」とのニーズがある。学科だけでなく、体育やクラブ活動を実施することにより、学校生活を充実したものにできると考えている。	部活動については、登校時間帯を考えると昼間の中学校と同様の活動を行うことは困難です。
209	部活動がないと聞いてますが、してほしいです。	
<b>11 通学方法</b>		
210	夜間中学に通う生徒は多様です。障害のある場合だけでなく、有職者など車の使用が不可欠な場合も「特段の事情」に含まれると考えられます。さらなる駐車スペースが必要となってくることは必至であり、方針策定の現段階から、具体的な対応の計画が必要です。	徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通学を基本としますが、柔軟に対応します。
211	「特段の事情がある場合は、柔軟に対応する」とあるが、入学希望者全員が「特段の希望」があるのではないと思う。高齢者や日中仕事をしている生徒が、徒歩、自転車、公共交通機関だけで通学するとは考えにくい。駐車場用地がないことは設備の都合で理解できるが、自家用車通学生徒の見通しは当初からしておく必要はあると思う。	
212	私は仕事をしてそのまま行く時もあるかと思うので駐車場を用意してください。	
213	「特段の事情がある場合には、柔軟に対応する」とのことだから、岡山駅⇄学校の往復にスクールバスを運行する。岡山駅までJRやバスで出て来て、さらに15分程度徒歩で通学する生徒の負担を軽減してほしい。	
214	遠方から通われる方、ギリギリに仕事からかけつける方もいらっしゃるので、自動車通学について柔軟に対応してほしい。	
215	高齢の方もいるので、岡山駅から後楽館中学までのスクールバスの検討もしてほしい。	
<b>13 制服等</b>		
216	何を身に着けるかは大切な自己表現の権利。制服を設けないのは多様性自主性の尊重として賛成。それなのに、儀式的日は服装制限を定める予定というのは矛盾していないか。たとえ生徒とともに考えるとしても、制限することを方針で前提とするのは反対。開校後に自主的に検討していけるべきことです。	儀式的行事用の制服を定めようとするものではありません。
217	服装や校則などは入学された当事者の方の意見を聞きながら学校や行政とも相談して対応すればいいことで、早計に決定するべきではないと考えます。	

意見の概要と意見に対する市の考え方

意見番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
218	式典等での服装については、生徒会等とともに検討するとある部分は削除する。年齢層の大幅な相違、風習・服装・宗教等の異なる外国人生徒の存在を前提にすると式典についても制服は不要である。多彩・多様な人々が同一の制服を着ていることを想像すると不自然以上に不恰好で噴飯ものである。	儀式的行事用の制服を定めようとするものではありません。
219	単純に「制服は設けない。」がよいです。式典だからといって特別に衣服の制限をする理由はなんでしょう。大学学位記受領式では、留学生は普段着が多いです。	
220	式典での服装も含め、制服や規定を設けず、それぞれ自由な服装で通えたらいいと思います。	
221	制服は無し。式典等での服装の言及もなくす。(全体をとおして)生徒が意見、要望を言う機会がまったくない。合意形成がより必要な方たちが必要としている教育機関のはずです。中学校卒業証書がない(学歴が小学校まで)人が岡山市に何人いるか把握すべきです。ニーズの調査を実際におこなってください。	
222	いかなる場合も不要。教室内で、音がする、臭いがする、光を放つ等の衣装で無ければ、普段着で良いと思います。	
223	年齢、国籍など多様な生徒について、制服または基準服様な服装をさだめるべきではないと思います。	
224	式典等での服装などについて生徒会等とともに検討するとあるが、わざわざ基本方針に載せる必要はないのではないのでしょうか。それぞれにお任せをする。	